

大阪府ソフトボール協会公式記録員規程

(目 的)

第1条 本規程は、日本ソフトボール協会（以下、日本協会）「公式記録員規程」にのっとり、大阪府ソフトボール協会（以下、本協会）および支部連盟が主催・主管する大会において記録の公正かつ正確を期するため、公式記録員制度の設置並びに認定等について必要な事項を定めるものとする。

(公式記録員の種別と任務)

第2条 公式記録員の種別は、日本協会が認定する第1種公式記録員、第2種公式記録員および第3種公式記録員とする。

- 2 第1種公式記録員は、記録、集計に練達堪能な技術と豊かな見識を持ち、本規程に定める手続きを経て資格を付与された者をいい、全国大会の記録の任に当たることができる。
- 3 第2種公式記録員は、熟達した技術と豊かな見識を持ち、本規程に定める手続きを経て資格を付与された者をいい、近畿大会の記録の任に当たることができる。
- 4 第3種公式記録員は、記録業務に対する情熱と豊かな見識を持ち、本規定に定める手続きを経て資格を付与された者をいい、本協会が主催・主管する大会の記録業務に携わる。
- 5 チームの登録スコアラーで、試合中ベンチに入れることができる者は、公式記録員の有資格者とする。

(公式記録員認定委員会、認定方法)

第3条 第1種公式記録員の認定については、日本協会公式記録員認定委員会の審査の元、その適否が決定される。

- 2 第2種公式記録員の認定については、近畿ソフトボール協会理事長、同記録委員長の協力により、前項の認定委員会が規定する認定委員のうちから1名が認定委員となり、審査されその適否が決定される。
- 3 第3種公式記録員の認定については、本協会記録委員長・副委員長、および記録委員が推薦した委員をもって認定委員会を構成し、次の各号に定める事項について総合的に審査し、その適否を決定する。

- (1) スコアカードの記録と集計
- (2) ルールに関する事項
- (3) 所属長の内申書
- (4) 服装

(認定報告書)

第4条 本協会公式記録員認定委員会は、前条により公式記録員を認定したときは、別に定める様式により、日本協会会長に認定報告書を提出するものとする。

(公式記録員証等の交付)

第5条 本協会会長は、前条の報告書により日本協会会長より交付された公式記録員証およびバッジを交付する。

(公式記録員の登録)

第6条 公式記録員証を交付された者は、本協会を通じて、毎年公式記録員として登録しなければならない。

- 2 公式記録員に登録された者は、日本協会よりその年度のワッペンが交付される。ワッペンは携帯するものとする。

(公式記録員の所属)

第7条 公式記録員は本協会内の支部・連盟に所属しなければならない。

(公式記録員の異動)

第8条 公式記録員が、その所属する支部連盟より大阪府内間で異動するときは、新旧所属長より本協会会長に届け出なければならない。

- 2 公式記録員が、その所属する支部連盟より他府県へ異動するときは、本協会を通じて届けなければならない。

(認定会参加資格)

第9条 第1種公式記録員認定会への参加資格は、第2種公式記録員の資格を取得して1年以上経過し、かつ記録委員長が推挙し、本協会会長の推薦を得た者でなければならない。

- 2 2種公式記録員認定会への参加資格は、第3種公式記録員の資格を取得して1年以上経過し、かつ記録委員長が推挙し、本協会会長の推薦を得た者でなければならない。
- 3 第3種公式記録員認定会への参加資格は、オフィシャル・ルールに精通し、支部連盟での記録業務に従事し、かつ所属支部連盟の代表者が推挙し、本協会会長の推薦を得た者でなければならない。

(認定会参加手続き)

第10条 前条に規定する資格を有するものが、認定会に参加しようとするときは、本協会に別途定める様式による認定会申込書で申し込まなければならない。

(公式記録員の資格の喪失)

第11条 公式記録員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 第6条による登録をしなかったとき
- (2) 公式記録員証を受けてから1年以内に登録をしなかったとき
- (3) 大会委嘱を受けたにもかかわらず、特別の事由がなくその任に当たらなかったとき
- (4) 第8条の届出をしなかったとき
- (5) 公式記録員として任務遂行上不適格であると、本協会会長が認めたとき

(改 廃)

第 12 条 本規程は、必要に応じ本協会理事会の議を経て改廃することができる。

付 則 本規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

令和 2 年 4 月 29 日一部改正

関連規約

- ①日本ソフトボール協会「公式記録員規程」
- ②大阪府ソフトボール協会「規約」
- ③大阪府ソフトボール協会「記録委員会規則」